
中国の義務教育における私立学校の存在

－ 「公民同招」 政策をめぐる－

Private Compulsory Education in China

: in connection with the Policy of the Synchronous Enrollment of Public School and Private School

木山 徹哉¹

Tetsuya KIYAMA

要約：

2020年秋季から児童生徒の義務教育学校就学に関する新たな政策が実施されることになった。それが「公民同招」政策である。私立学校と公立学校が児童生徒の募集から就学決定までのプロセスを、同じ時期に同じ手続きで統一的に実施する。この政策の実施をめぐるのは、中国義務教育における私立学校の法的社会的地位の問題や、現在の義務教育それ自体が抱える課題などが表面化している。

本稿では、この政策のねらいや具体的内容を検討し、政策が公立私立学校の双方に与える影響及び懸念される問題について指摘するとともに、中国の義務教育において私立学校が置かれている不遇な存在の一端を明らかにする。

キーワード：私立学校／義務教育／公民同招

Keywords：Private School／Compulsory Education／Synchronous Enrollment

¹／長野県立大学健康発達学部 教授

Professor, Faculty of Health and Human Development, The University of Nagano

はじめに

本稿のタイトルに挙げた「公民同招」は、義務教育学校の児童生徒募集及び入学に関する新たな政策のことである。“公民”は公立学校と私立学校（中国では「民辦学校」）のことであり、“同招”は同時にそして同じ方法で児童生徒を募集（「招生」）、応募（「報名」、入学決定（「録取」）することである。2020年秋季の新年度より始められた。「公民同招」は、Synchronous Enrollment of Public School and Private School と英訳されている¹。本稿では以下、原語の公民同招をそのまま使用する。

公民同招政策は、《教育改革を深化させ義務教育の質を全面的に向上させることに関する中共中央及び国務院の意見》（2019年公布、以下《意見》と略称する）によって義務教育就学に関する全国的な政策として実施されるようになった。《意見》には、主要な内容として「立徳樹人」（Foster Character and Civic Virtue）、「全面發展素質教育」、「授業の質向上」、「質の高い教師資源の建設」、「教育の質を向上させるための条件の創造」、「組織的指導」などの項目が挙げられている。公民同招は、「教育の質を向上させるための条件の創造」のなかの「児童生徒募集及び入試制度を整備する」という項目で示されている。その具体的内容は、以下の通りである。

義務教育学校の入学試験免除及び学区制就学（「免試就近入学」）を全社会に広げ推進する。聯控聯保のしくみを健全化し、中途退学を抑制し学習機会を保障する（「控輟保学」）。各種の入学試験、コンクール、補習機関等で実施される模擬試験成績もしくは証明書などを募集の際の基準とすることを厳禁する。面接試験や評価測定などの名目で児童生徒を選抜してはならない。私立義務教育学校の児童生徒募集を、審査指導担当の行政地区の統一管理に組み入れ、公立学校と一緒に募集を行なう。応募数が募集計画数（定員）を超過した場合、コンピュータ無作為抽選を実施する。高級中学段階の学校は、初級中学学業水準試験の成績に基づいて、総合素質評価を加えた募集採用モデルを実施する。また、優良な普通高級中学の生徒募集は初級中学への指標分配政策²を実施し、公立私立の普通高級中学は審査機関の統一認可された募集計画、募集範囲、募集標準及び方法に基づいて同歩調で生徒募集を行なう。初級中学学業水準試験は省レベルで統一問題とすることを着実に進め、課程標準に基づいた試験問題とすることを堅持する。

つまり、公民同招は、義務教育学校就学にあたって、公立校、私立校を問わず一切の試験を行わず、各学校が定員充足に向けて児童生徒募集し、定員を超過した場合はコンピュータによる抽選で就学を決定すること、そしてそれら一連の募集・

就学に関する管理は当該地区の教育行政機関（教育局等）が統一的に行うことである。

本稿では、第一に、この公民同招政策の発出の背景や具体的実施方法、並びに政策の実施が及ぼす影響を明らかにする。そして第二に、中国の義務教育における私立学校の存在意義をどのように定位しようとしているか、その政策意図を考察する。これらの目的を達成するために次節ではまず、1980年代以降の私学教育の動向を簡単に整理しておきたい。具体的には、第一に、旧《私学教育振興法》（原名は《中華人民共和國民辦教育促進法³》、以下《振興法》と略称）以前の私立学校の多難な状況とその変化について紹介する。そして第二に、こんにち私立学校が中国法制上どのように位置づけられているかを基本的に把握するため、現行の《振興法》(2016)の主な内容について解説する。

1. 《振興法》までの私立義務教育学校

(1) 多難な時期から需要の時期へ

中国において私立学校が誕生したのは、改革開放後の1970年代末ごろと言われる。後述するように、21世紀に入って中国は私学振興を強化する政策を採ることになるが、それ以前の1980年代以降しばらくの間、私学は多難な状況であった。それは、次のコラムが物語っている⁴。

<コラム - 1> 邯鄲の200余の私立小学校が困難な状況にある

河北省邯鄲市にある200余の無認可（「無証」）私立小学は、困難な状況にある。当該市の鶏澤、魏県、曲周、臨漳、大名、磁県などは、私立小学校が特に多く、その内認可されている学校は少数で大多数が無認可である。魏県では私立小学は50か所あるが、その内認可されているのは13か所である。現在邯鄲市全体で私立小学校は320か所、その内《設置許可証》があるのは126か所、許可証がない学校は200か所近い。

ある県の教育局の幹部によれば、10余年前、これらの県は財政困難のため、教師の給与の支払いが遅れた。そのため、当該地の政府は民辦教師⁵が自分の担当する児童生徒を自ら管理し、独立して学校を開設運営することを提案し、それによって無認可私立小学校が出現することになった。

これら無認可私立小学校の実際の状況は、多くの場合“小さな建物、暗い部屋、コンクリート製の机”（「小院子、黒屋子、水泥板搭桌子」）であった。学校には幾許かの教室があるが、何れの教室にも一つの窓と電球があるだけ、このような学校は少なくなかった。・・・（中略）・・・

調査によれば、これら無認可の私立小学校は普く問題を抱えていた。一つは、学校の教育活動が県の教育主管部門の管理の埒外に置かれ、学籍のない児童がかなり多いこと。二つ目は、校長も、教師も教師資格条件に適合しておらず、多くの教師が中卒（「初級中学卒」）であること。…（中略）…

鶏澤県の文化教育体育局の責任者によれば、国家が小学生に対して“両免一補⁶”政策を実施したため、児童生徒の学納金が減少したことによって、私立小学から公立小学へ児童生徒が転校することもできたが、私立小学校が長い間存続していたこともあり中々取り締まることも難しく、依然として無認可の私立学校が22か所ある。

<コラム - 2> 私立小中学校は納税の激しい波に直面している

2003年12月18日、平潭の私立嵐華中学は平潭県の国家税務局から《期限指定納税通知書》を受け取ったが、それは学校に33%の税率に当たる2002年度企業所得税472,121.12元を要求するものであった。

以上のように、私立学校に対する処遇は1980年代以降しばらくの間厳しい状況にあったが、21世紀を迎えるころから私立学校に対する社会の認識は徐々に変化していったと言われる。具体的には、《社会力量办学条例》（1997）、旧《振興法》（2002）、近年では、《民間資金の教育分野への参入を奨励し導き、私立教育の健康的な発展を促進することに関する教育部の実施意見》（2012）や《民間活力による教育振興及び私立教育の健康的な発展促進に関する国务院の若干意見》（2017）などの一連の法律制定や政策施行が進み、基礎教育領域においても私立学校の設立運営が広く展開されるようになった。もちろん、その背景には、経済発展によって教育に対する多様な需要があったことは挙げておかなければならない。しかし一方で、民間活力が教育分野に参入することに対する社会の抵抗を一朝一夕には払拭できないことも押さえておかなければならない⁷。そのような中で、義務教育段階における私立学校も徐々に発展を続け、2019年には全国の義務教育学校21.26万校、在校生数1.54億人のうち、私立義務教育学校は1.2万校（5.64%）、在校生数0.16億人（10.39%）を占めることが報告されている⁸。ここに示す数値（比率）はまだ多いとは言えないかもしれないが、私立学校の普及や発展は地域によって随分と異なり、上海、深圳、杭州、北京などの大都市においては、まさに私立学校選択熱（「民辦择校熱」、後に詳述する。）と呼ばれる状況がある。ただし、私立学校は多様で、私立学校選択熱の対象となる私立学校とそうでない私立学校があることも把握しておかなけれ

ばならない。現在、私立学校は大きく分けて四つあると言われる。一つは、貧困流動家庭の子女を対象とした農民工子弟学校であり、二つ目は公立の有名校が設立した（「名校辦民辦」という）私立学校である国有私立校（「国有民辦校」）、三つ目は裕福な階層もしくは外国籍家庭の子女を対象とした貴族学校、そして四つ目は一般の私立学校である。そのなかで、国有私立学校は公共の資産や人力資源の有利さを武器に、一般の私立学校に交じって競争に参加しており、一般の、とりわけ教育資源の脆弱な私立学校は児童生徒資源の確保と資金の調達において二重の困難に直面せざるを得なくなっている。

「名校辦民辦」については、少々説明が必要であろう。名校辦民校とは、優良な公立学校がそのブランド（「品牌」）や優秀な教師及び管理運営の知財等を用いて、独自に、あるいは民営企業等と共同で学校を設立・運営する行為を指す。1990年代に始まったと言われるこのモデルは、各省、市で実施され、「公立転制中小学」、「公立中小学改制学校」、「国有民辦学校」、「公辦民助学校」などと様々に称されてきた。その目的の一つは、優良な教育資源の供給が需要に間に合わない現状を緩和し、教育資源が脆弱な学校（「薄弱学校」）を優良な学校へ近づけ、人々の多様な教育要求を満足させることにあった。ところが、名校辦民校に対してはこれまでもいくつかの問題点が指摘されてきている。第一に、教育の不公平性を助長すること。名校あるいは優良校が“辦民校”（私立学校を設置・運営する）という手段を借りて自校の拡張を図ることは、学校間の格差拡大に繋がること。因みに、名校辦民辦は Campus Multiplication of Renowned Schools と英訳されることもあり、まさに「増殖」である。第二に、優良な公立学校が私立学校を設置し、そのブランドにより児童生徒を募集することは、他の私立学校の学生募集に影響を与え私立学校の健全な普及発展を妨害する可能性がある。第三に、体制上「公」と「私（民）」の区別が不明確である。母体となった公立学校の校長あるいは副校長が民校の校長を兼任したり、両校で教員を共用し教員が両校間を行き来したりする。名校辦民校のほかに名校辦分校という呼称もあるが、意味は同じである。北京市では2005年に開始されたという。目的は義務教育の均衡的な発展、換言すれば義務教育学校の全体的な良質化（底上げ）であった。2011年には、中国人民大学附属中学、北京景山学校、清華大学附属小学など、いわゆる名門校が“分校”をもつようになり、その数は60余校といわれている⁹。しかし、この名校辦民校（分校）に対してもいくつかの問題が指摘されている。第一に、名校が分校に対して行う支援あるいは共同運営が「底上げ」を実質的に保障することになっておらず、少数の教師を形式的に派遣

するだけであったり、また児童生徒の交流も不定期であったり、という状況も少なくなく、凡そ義務教育学校全体の“底上げ”には繋がらないこと、第二に、分校を盛んに開設する背後には、不動産業者の利益（例えば「学区房」）や政治的な思惑が存在し、義務教育の均衡的発展という目的とは異なるベクトルが働くこと、などである。学区房については、公民同招政策の影響に関する部分で詳しく述べることにする。

名校辦民校は現在も存続しているが、直近の論考において方建鋒は、この学校の存在に対する批判として次の四点を挙げている¹⁰。第一は、地方政府が義務教育を設置運営する主体的責任を弱体化させること、第二に、“似非私立”（「段民辦」）が公の優良な教育資源と政策上有利な地位を利用して“一儲け”（「撈錢」）すること、第三に、義務教育において学校選択熱（「択校熱」）を煽り、児童生徒の学習負担を重くしたり学校間格差を拡大していること、そして第四に、法人、学舎及びその他施設設備、教師陣、財務会計制度、児童生徒募集などが名校から独立していないため、国有資産が民間に流失すること、である。

（2）《振興法》の主な内容

現行の《振興法》は、2016年に改正されたものである。以下、断りのない限り《振興法》は現行のものを指す。因みに、改正前の旧法は2002年に公布・施行されたものである。旧法（2002）と比べて《振興法》の大きな特徴の一つは、“分類管理”（「営利性学校」と「非営利性学校」を分類し、それぞれに対応した管理を行なうこと）が明確に定められたことである。私立学校を設立する場合には、設立者（「挙辦者」）が「営利性」、「非営利性」の別を自ら選択できるとし、義務教育段階では設立は非営利学校に限るとしたことである（第19条）。この規定のねらいについては、“営利”を選択した私立学校には学校経営収益の取得を認めること、また、“非営利”を選択した私立学校には税収等において優遇措置が採られること、これらによって民間資本の教育分野参入への積極性を引き出すことにあったと指摘されている¹¹。

《振興法》は《中華人民共和國憲法》と《中華人民共和國教育法》にその法的根拠をおく（第1条）。そして、《振興法》に定める私学教育（「民辦教育」）の主体は、「国家機関以外の社会組織もしくは個人」である。その主体が非国家財政、つまり公費以外の資財を用いて学校その他の教育機関を設置運営する行為に対して《振興法》が適用される（第2条）。また、私学教育事業は公益事業（「公益性事業」）に属するもので、社会主義教育事業の一つであると位置づけている（第3条）。公立

学校との関係については、両者は「同等の法律地位」にあると定めている（第5条）。

私立学校の設立に関しては、設立者が社会組織である場合は法人資格を有すること、個人の場合は政治的権利と民事行為能力を有することが定められ、私立学校自体は法人要件を備えていなければならない（第10条）。私学教育においては、営利目的の義務教育学校は設立できず（第19条）、設立の可否を審査するのは、県レベル以上の人民政府教育行政部門である（第12条）。審査機関によって設立が認可された場合には、設置運営許可証（「办学許可証」）が発給される（第18条）。

私立学校の教師と児童生徒に関しては、教師及び児童生徒が公立学校のそれらと「同等の法律地位」を持つ者として定められている（第28条）。したがって、教師の任用にあたっての教師資格は国家规定に拠るものとされ（第29条）、教職員の研修、任用、勤続年数、表彰、社会活動などにおいても公立学校の教職員と同等の権利を有すると定められている（第32条）。児童生徒の進学に際しても、公立学校の児童生徒と同等の権利をもつことが定められている（第34条）。

私立学校の財政に関して、授業料等の徴収額は運営コストや市場の需要等をもとに定め、社会に公表するとともに所轄機関（「関係主管部門」）の監督を受けることが原則となっており、義務教育学校（「非営利性民办学校」）の徴収額は、省、自治区、直轄市の人民政府が制定すること、そして徴収した費用は、主として教育教授活動（「教育教授」）や教育条件の改善、並びに教職員の待遇のために使用しなければならない、としている（第38条）。

私立学校に対する政府の財政的措置に関しては、「人民政府は私立学校に義務教育の任務を委託し、その委託協議に照らして相応の教育費を支出しなければならない」（第50条）と定めている。また財政的支援策として、県レベル以上の各人民政府が私立学校の発展を補助するために特定資金を設立し、民間活力を用いた公共サービス（「購買服務」）、助学金貸与、徴税に係る優遇策などを採用することができるとしている（第45～47条）。

これまで《振興法》の条文に沿って私立学校の法制上の地位等について述べてきた。この《振興法》をいっそう具現化するために、2021年4月には《中華人民共和國国民辦教育促進實施條例》（以下、《實施條例》と略称）が改訂・公布され9月より施行された。筆者は《實施條例》（全68条）についてなお分析が十分ではないし、施行後まだ時間が経過していないために、この段階で断定的に述べることは控えなければならないが、《振興法》並びに《實施條例》が新たに制定・施行された背景には、国家及び教育界に私立義務教育学校に対するいくつかの懸念があったと考え

ることが可能である。それは第一に、私立義務教育学校が教育の公益性を侵害するというものである。これは、利益追求に走る資本が義務教育領域に進出し、財務、教育費徴収、教職員の雇用、学校管理などにおいて違反行為が生じている状況を指している。第二には、教育の公平性が損なわれるというものである。この点については、優秀な児童生徒を選抜するために“青田買い”（「掐尖」）方式で選抜することである。そして第三には、教育の規律性に負の影響を与えるということである。つまり、児童生徒に過重な学習負担を強いたり、受験教育に走ったり、教育課程編成及び使用教材において行政の標準を遵守しなかったり、ということである¹²。

以上のような懸念（あるいは批判）を踏まえながらも、筆者は、次の二つの点に絞って日本の《私立学校法》と《振興法》及び《実施条例》との違いを指摘しておきたい。一つは私立学校の自主性と公共性に関すること、もう一つは私立学校の財政及び資産に関すること、である。

日本の《私立学校法》において私立学校は、その特性ゆえに「自主性」が重んじられるとともに、「公共性」を高めることも期待されている（第1条）。私立学校の設立者の建学の精神や独自の校風が尊重され、所轄庁（義務教育学校の場合は、都道府県知事）による規制が可能な限り制限されており（第5条「設備・授業等の変更命令」条項の不適用など）、所轄庁が権限を行使する場合には、私立学校審議会の意見を聴取することが求められる（第8条）。また、《私立学校法》には「収益事業」に係る規定があり、「教育に支障がない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる」（第26条）としている。

これらの二点において《振興法》ではどうか。前者の自主性と公共性に関すること、つまり私立学校の自主権と行政の管理監督との関係である。《振興法》では、「国家は私立学校の運営自主権（「办学自主権」）を保障する」（第5条）と規定しており、また、校長の職務権限（「職権」）として、「理事会等の機関決定事項を執行する」、「教育教授活動、科学研究活動を組織し、その質を保証する」などが定められているが（第25条）、それら校長の職務権限並びに理事会等決定機関の決定と教育行政機関（所轄機関）による管理及び監督との関係が明確ではない。それは具体的には、「教育行政機関及び関連する機関は、私立学校の教育教授活動や教師の研修に対して指導を行わなければならない」（第40条）や、「私立学校の学生募集要項や広告等は、事前に審査機関に届け出なければならない」（第42条）などの管理及び監督に係る条項との力関係がわかりにくいということである。また《実施条例》では、「義務教育を実施する私立学校の理事会や董事会もしくはその他の決定機関は、・・・

審査機関が派遣する代表を入れて構成しなければならない」(第26条)と定められている。私立学校の意思決定機関は、設置者もしくはその代表、校長、党組織責任者、教職員等による共同組織であるが、その組織に審査機関が派遣する代表を含めることは「自主性」の抑制に繋がらないだろうか。私立学校に対しては、保護者や児童生徒の多様な教育需要が向けられる。中国社会において近年、私立学校はその教育需要に応えるものとして存在意義を認められるようになった。私立学校の児童生徒募集方法、教育課程の設置、あるいは学校運営等々に、多様な教育需要に対応した特色ある教育実践が期待されているが、私立学校の自主性は所轄機関の管理監督によって制限される可能性がある。

もう一つの財政及び資産に係る問題は、《振興法》の、義務教育段階の私立学校は非営利組織でなければならないという規定(第19条)に係る問題である。この“非営利”性が、学校設立者及び経営者の経営収益(報酬)や財産所有を厳しく制限するのではないか、という懸念や不安を醸成することになり、それが私立義務教育学校の設立に対する彼らの消極性に繋がりがかねない。あるいは逆に、経営収益や財産に固執するあまり、法律の網を掻い潜って学校の運営や経営にさまざまな不正もしくは抜け道的な行為を横行させ、義務教育そのものを歪めてしまうことになりはしないだろうか。

これらの懸念を持ちながら今後の《振興法》及び《実施条例》の実施過程や、公民同招政策の実践過程を注視しなければならない。

王一涛らは、私立学校関係者を対象として調査を実施しているが、その分析を通して私立学校の教育教授活動(「教育教学」)及び児童生徒募集に係る自主権を尊重すべきであると主張している¹³。その部分を引用して、本節を終えよう。

私立小中学校は、国家が定める教育課程の完成を前提にしつつ、自主的に教育教授活動を展開できる。国家は、私立学校が教授内容、教授モデル及び教育評価の改革を探究しその良さを十分に発揮して特色ある発展の径を歩むことを支持し、私立学校が国際的な協力関係の下、新たなモデルや方向を模索し、総合的な資質を有する多くの国際性豊かな人材の養成をとりわけ支持すべきである。児童生徒資源(「生源」)は、私立学校の発展の鍵であり、教育を選択するという(「選択性教育」)は、私立学校が学区を跨いで児童生徒資源を獲得する資格を持つべきことを意味しているが、こんにち、それ(教育選択)に対して条件や障害を設けている地区がある。

上記引用の最後の部分、すなわち「条件や障害を設けている地区」というのは、すでに他地域に先駆けて、上海、広州等で試行されていた公民同招政策を指すものと推察する。

2. 公民同招政策発出の背景

私立義務教育学校は、これまで述べてきたような問題を指摘されながらも、中国社会に一定の地位を占めるようになった。そのなかで、義務教育段階の私立学校と公立学校の関係における如何なる事情が、公民同招政策の実施へと繋がったのだろうか。

義務教育段階の児童生徒募集、応募、入学決定、及び学籍登録という一連の手続きは、これまで公立学校と私立学校では異なる時期及び方法で実施されていた。私立学校が一足先に募集から入学決定までを済ませ、その後公立学校が実施するという形で各地の義務教育学校の就学プロセスが進行していた。公立学校はこの就学プロセスのなかで、いわば学区制の下で就近入学（Nearby Enrollment）を原則として募集から就学までを行っていた。いっぽう私立学校の場合は募集範囲も広く、公立学校とも競合する範囲で、いち早く入学試験を実施して学校によっては優秀な児童生徒を受け入れてきたが、このことが近年、「青田買い」（「掐尖招生」、「掐尖择优」、あるいは「提前挑選」）と批判されるようになった。さきの引用部分に見られるような私立学校の不況が、なぜ批判を浴びる対象となったか。この点については、倪娟は次のように指摘している¹⁴。

経済社会の発展に伴って、民衆の教育需要はすでに“上好学”（教育資源の良質な学校に就学すること）へと変化した。かなりの比率の私立学校が、良質な教育サービス、一流の施設設備、柔軟な運営措置などによって、短期間のうちに公立学校を脅かすまでになり、名門高級中学への進学率でも強力な競争力を持つようになり、したがって、名門高級中学の入学者数の多くを占めるようになり、大量の優秀な生徒が私立学校に集まってきた。

長三角、珠三角地区（広州、深圳、東莞、上海、浙江省北部、江蘇省南部など）では、児童生徒の質が高い小学校、初級中学校の多くは私立学校である。全国の私立小学校在校生は全小
学在校生の8.1%、私立初級中学在校生は全初級中学在校生の13%ではあるけれども、地区によっては、大都市の中心地区を含め、私立教育の比重は30%~40%、最も高いところは60%~70%である。

このような状況については、とりわけ上海、深圳、杭州などの地域で“私立学校選択熱”（「民辦择校熱」、Private School Choice Craze）と呼ばれる事態が生じている¹⁵。

私立学校選択熱が生じる原因については、倪娟が指摘するように、良質な教育資源を整えた私立学校への就学が上級学校への進学に有利に働くことや、語学や芸術などの多様な教育要求に対応する特色ある教育を提供することなどが挙げられるが、公立学校の近年の動向にもその原因は求めることができる。

それは公立学校における“減負”の動きである。減負とは、児童生徒の学習負担の軽減を意味する言葉である。1990年代以降、児童生徒の授業時間の多さや課外授業の実施、土日の補習の開講、テストの頻繁な実施などが問題視され、学習負担の軽減が叫ばれるようになった。2013年には教育部より「小学生減負十条規定」という通達が出されるに至った¹⁶。この減負は、各地の公立学校では、授業時間数の適切化、補習授業の禁止、宿題の抑制、試験の規制などとして実践されていった。しかし、公立学校における減負の動きは、保護者の不満や不安を招くことになった。それは、児童生徒の学習の遅れや放課後の安全などに関することである。この不満や不安に対応して「課後サービス」（放課後サービス）と呼ばれる政策が出され、公立学校もその対応に動き出している。李醒東らは、その状況について次のように述べている¹⁷。

減負のスローガンに呼応するため、全国各地の小学校は相次いで放課時間を二度にわたって繰り上げ、学齡児童の教育“脱管理”状態を放置することになって、保護者が、学校の責任転嫁や怠慢行為に不満を募らせることになった。民衆の期待や訴えを満足させるため、中共中央弁公室と教育部の支持のもと、全国各地で“弾力的放課”や“学校内放課後預かり”などの多様な試みが展開され、それらが“放課後サービス”という国家政策として提出された。“放課後サービス”（After-class Service）は、主として学校の授業終了後、学校、家庭並びに社会の多くの部門によって提供されるもので、保護と児童の成長の促進を目的とするサービス活動を指す。それは一般に次のような内容を含んでいる。すなわち、保護者の送迎や養護問題を支援する“預かりサービス”（「托管服務」）活動、児童の学業負担を軽減し、彼らの多角的な学習需要を満足させる趣味等のグループ活動、社会団体活動、総合実践活動及び社会実践活動、学習困難を抱えた児童に対する支援活動、優秀な児童生徒に対する学習計画指導など。“放課後サービス”は、土曜、祝祭日及び夏季、冬季休みの課外活動は含まない。

このような対応がとられるようになったが、公立学校に対する保護者の不満や不安は完全には払拭されず、一方で、既述のように、大都市の私立学校が良質な、あるいは特色ある教育を提供して、上級学校への進学にとっても有利な道となれば、保護者の私立学校選択熱は中々収まらない。

大都市部を中心として高い地位を占めるようになった私立学校が、既述のような従来の就学プロセスをこれ以上継続することは、学校間の児童生徒資源争奪競争を激化させ、保護者には学校選択（「択校」）競争を煽ることになる。その結果、各地域において教育格差をいっそう拡大することに繋がりがかねない。公立学校においても、「名校」と呼ばれる名門エリート校と「普通学校」と呼ばれる一般校、さらには、教育資源が脆弱な「薄弱学校」という区別が現実には存在し、児童生徒の就学において、いわば勝ち組負け組が固定化してしまう事態が起こる。この“負け組”という状況を倪娟は次のように表現している¹⁸。

公立小学校のなかには、教育の均衡的発展に向けて「負担軽減と効率化」の政策を厳格に進め、公立学校の運営自主権を縮小していった、その結果、元々優良な公立学校が“二流学校”へと没落していったものがあった。また、民衆の評判を落として関心の埒外に置かれる状況（「辺縁化」）に直面しているものもあった。

また、児童生徒の募集及び就学に際しては、私立学校と公立学校を取り巻く学習塾、補習塾などの「社会培訓機関」あるいは「校外培訓」や種々のコンクール（「〇〇比賽」）の結果に応じて与えられる成績証明や証書などが一定の評価の対象となってきた現実もある。

このような状況は、義務教育の均衡的な（地域間、学校間、あるいは農村と都市との間の格差のない）発展に逆行するものであり、義務教育の公平性や教育の機会均等の保障にとって大きな障害となるものである¹⁹。そのため、前掲の《意見》が示され、現状を打破するよう舵が切られたということである。《意見》はいくつかの地点での試行の経験を踏まえて出されたものである。陳安妮らも上海市の試行にふれて次のように述べている²⁰。

“公民同招”政策を進めることは、“私立熱”を抑制するためには有効であり、保護者の“私立に挑戦し、失敗すれば公立がある”という択校行為を過去のものとするができる。上海は率先してこの政策を実施する実験地の都市の一つとなり、2018年2月に《実施意見》を公布

したが、政策実施後、私立学校の募集人数は大幅に減少した。2017年上海小学進学に登録人数は16.77万人、私立学校に応募した人数は3.74万人だったが、2018年新政策実施後は、登録総数18.04万人、私立学校応募人数は1.99万人であり、前年比47%およそ半数に減少した。これは、“公民同招”“コンピュータ振り分け”政策が厳格に執行され、私立学校の募集に確かに影響があったことを説明している。

これまで述べてきたように、公民同招政策の政策意図は、一つには、義務教育における学校選択（「択校択生」）の不公平性を断ち切ることによって、児童生徒の学習負担を軽減して、彼らの全面発達（徳育、知育、体育、美育、労働などの全面的発展）を促進すること、もう一つは、公立私立学校が児童生徒資源をめぐる問題で公平な競争ができるようにして、両者の相乗的な発展を促し、学校間の均衡を保ち、さまざまな社会経済的地位にある家庭の子ども、教育機会の公平性を保障すること、にある。

3. 公民同招政策の内容と懸念される問題

（1）政策の具体的内容

公民同招政策では、私立学校と公立学校は同時に募集を行ない、所属地区の教育委員会の統一管理に組み入れられる。私立小中学校は、募集計画、募集範囲、募集方法、学納金徴収額などを公開し、それらを審査する機関（教育行政）が所管する区域内の児童生徒を主として募集する。当然のことながら、私立学校と公立学校とは児童生徒資源の獲得において競合する関係である。つまり、従前は私立小中学校の就学手続きがまず行われ、公立学校の就学手続きが時間差で行われていたが、公民同招政策の下では、複数の公立私立の義務教育学校が同時期に同様な方法で、就学手続きが行われるのである。

北京市教育委員会が「今年の北京市義務教育入学政策に関する21の質問への回答」を公表している。まず、それを手掛かりにこの政策の具体的内容を見てみよう。

【質問】 私立義務教育学校の児童生徒募集を審査付きで統一管理に組み入れるとは、基本的にどのような要求か？

【回答】 私立義務教育学校の児童生徒の募集計画、募集範囲、時期、方法、手順、結果（入学決定）の公表及び学籍管理の各職務は均しく審査地区の統一管理体系に組み入れ、審査地区の教育委員会が統一的に定め、社会に公表する。応募、チェック、入学決定、結果

公表などの各職務はみな審査地区の教育委員会が統一組織のもと実施する。当該地区の教育委員会は私立学校に対する管理と指導を強化する。

この点については浙江省杭州市においても、以下のような説明が行われている²¹。

【質問】 私立学校の児童生徒募集の如何なる領域が、所管する当該教育行政機関の統一管理に組み込まれるか？学校の児童生徒募集計画とはどのような内容を含んでいるか？

【回答】 私立学校の児童生徒募集はその学校を管轄する教育行政部門の統一管理に組み込まれるが、その管理の範囲は、募集計画、募集地域、募集対象、募集期間、募集方法、募集規定、募集結果、学籍管理等である。学校の児童生徒募集計画は、募集数、学級数、一学級人数などを含む。

【質問】 私立学校の募集範囲はどのように確定するか？

【回答】 私立学校は審査機関（教育行政機関）の所管地区の児童生徒を主として募集する。寄宿条件を有する私立学校は地区を跨いで適切に募集計画を立てることができ、その計画に基づいて当該地区教育委員会が具体的に確定する。

【質問】 私立学校は学校開放日を開催できるか？

【回答】 5月6日全市義務教育入学業務が開始されたのちに、私立学校では学校開放日を開催することが可能であり、保護者に学校の特色、教育方針、学納金徴収等について紹介し、保護者の選択に供する。

このほかにも、公民同招政策が具体的にどのように実施されたかを読み取ることのできる報道がある。例えば、他地域に先駆けて政策を実施した浙江省杭州市の《児童生徒募集に関する通知》（「招生通知」）は、次のように報じている²²。

(i) 私立学校は認可を受けた地区で児童生徒募集を実施するものとし、それを越えて児童生徒資源を争奪することはできない。もし当該地区で入学定員に満たない場合は、教育行政機関の統一管理の下で、杭州市内のほかの県（市、区）で補充することができる。

(ii) 杭州市の各地に児童生徒募集の統一センターを置き、募集から学籍登録までのプロセスを同じ歩調で統一して進める。各地各学校の募集時期は5月より早くしてはならない。

(iii) 私立学校の募集定員を超過した場合、応募者全員を対象にコンピュータによる抽選を実施する。コンピュータによる抽選は公証機関の立会いの下に、全工程

で社会の監督を受け、抽選結果は適時公開されなければならない。具体的な実施規則は各地の教育行政機関が定める。

(iv) 九年一貫制学校の小学部の児童は、初級中学にそのままストレートに進学できる。私立九年一貫制学校の初級中学部の募集人数が小学部から進学する人数より多い場合、残余の人数は私立学校の募集規則に沿って当該地で統一募集される。芸術あるいは体育を専門とする学校は、現行方式により募集及び就学を行ない、それぞれの技能測定評価を実施することができる。但し文化科目試験を行なうことはできず、募集要項はそれぞれ教育、文化もしくは体育などの該当する行政機関による審査を受け許可されたのちに実施しなければならない。2020年より、普通義務教育学校は各種の特待生（「特長生」）募集を停止する。

（2）懸念される問題

公民同招政策の特徴について、倪娟はいみじくも次のように指摘している²³。

公民同招政策は、一般の特恵的な教育政策とは異なり、一種の損益両面をもつ教育政策であり、一方で利益を享受する側と、損を被る側を生じさせ、大きな抵抗に遭遇するだろう。この種の教育政策は私立学校がそもそも享受していた児童生徒募集の特権を奪い、私立学校の既得権益に影響を与える。間違いなく私立学校は損を被り、公立学校は児童生徒資源の質の向上によって、教育の質を高めることができ、それが社会の信用度を増して、利益の享受者となる。

公民同招政策が実施されることによって起こり得るリスクとして倪娟が掲げているのは、以下の点である。第一に、各地の私立学校の発展状況が同じではなく、萌芽段階のものもあれば、成熟段階のものもあり、公民同招政策が機械的に実施されることになれば、萌芽状態で圧殺されるものも有り得る。それは、社会資本が教育領域に進出することや、私立学校の発展に影響を与えることになる。第二に、政策に対する理解に齟齬があれば、公立、私立双方に混乱を来すことになる。例えば、ある地区では、“同歩”を公立、私立の応募（申し込み）だけを指し示すことだとして、実際には私立学校の面談等を先に進め、そののちに公立学校が就学決定のプロセスに入るようなことが起こる。第三に、監督管理が不十分であれば、裏口や闇取引（「暗箱操作」）など不正が生じ、政策に対する民衆の不満を引き起こす。第四は、優良な公立学校の学区房の価格が高騰する。

公民同招政策が中国国内で広く実施されるようになったのは、2020年の秋季から

である。この政策の問題点等については今後の実践状況を追っていかなければならないが、すでに南京市では以下のような疑問や懸念がメディアによって報じられている²⁴。

一つ目は、公民同招政策が上海等複数の地で2018年から試行されていたとはいえ、実施年の5月の時点でまだ詳細について公表されていないため、人々が不安視しているということである。これは、既述の倪娟の懸念と重なるものである。この点について、南京市教育局の祁寿東の説明を次のように報道している。

南京市の多くの保護者は、いつ公民同招が具体的日程に上るか関心があるが、南京市教育局祁寿東は次のように表明した。この具体的な実施スケジュールについてはすでに教育局、学校、関係の専門家代表の意見や提案を聴取しており、南京市政府の審査に附しているため、5月中下旬には審査結果が下される予定であり、そののちに社会に対して公表され、実施の段階に進むことになる。

二つ目は、私立学校の抽選に外れた場合、希望する公立学校就学が保障されるか、という心配である。多くの保護者の関心は、もし私立学校の抽選に参加して最終的に外れた場合、自身の居住区の公立学校区の学校に就学できるかどうかにある。祁局長や、江蘇省教育庁副庁長顧月華の説明を次のように報道している²⁵。

この種の状況の具体的解決方法は、各区の実際の状況によって元々の公立学校に就学できるか否かを確定する。・・・(中略)・・・私立学校の抽選に外れた場合に、公立校就学が保障されるか否か最終決定権は県区にある。(下線は引用者)

このように、「各区の実際の状況によって・・・確定する」、「公立校就学が保障されるか否か最終決定権は県区にある」と述べているが、保護者にとってここに説明されている「各区の実際」や「県区」の状況が正確な情報として公表されるか定かではなく、教育行政機関による回答が保護者らの不安を払拭するだけの内容になっていない。

三つ目は、私立学校は100%抽選で入学生を確定できるか、という懸念である。これが意味することは、公平な抽選が実施できるか、抽選以外の何らかの不公平、不公正な方法で募集したり、選考したりすることはないか、ということである。これに対しては、次のような祁寿東の説明が示されている。

実際の募集過程では、各区はこの点についての監督管理を強化し、通報（告発）電話やメールを公表する。同時に、公立学校、私立学校に拘わらず、“青田買い”募集を許さない。

陳安妮らは、義務教育段階の各学校に教育資源が均等に配置されていないことと、良質な教育資源に対する保護者及び児童生徒の需要が急速に増大することの間の矛盾を指摘しつつ、次のような懸念を表明している²⁶。

小中学校の“择校熱”（引用者注：学校選択熱）は益々激しくなり、保護者は児童生徒の第一義的看護人として、良質な教育資源の主たる消費者であり、学校選択に参加する主力となる。“公民同招”の政策が公表されるや、保護者の焦燥感を直ちに引き起こした。“もし政府がこの政策を掛け値なしで全員に抽選を実施し、児童生徒が私立学校の抽選に外れれば、彼に見合う（「対口」）公立学校に就学する機会を失う可能性がある”。このような懸念は、多くの保護者に抽選を放棄させることになる。そうなれば、人気のある公立小中学校に就学する児童生徒が増加する。例えば、（この政策を一足先に試行した）杭州市では、近年児童生徒数が突然増加した公立小学校の数が増えており、2019年には15校に達した。人気のある公立学校の児童生徒収容への圧力が増加するのは必至で、これらの学校はクラスを増やすか、クラス人数を増やすか、もしくはほかに場所を借りて（増設して）圧力を緩和しようとするが、多くの困難に直面している。

この他、良質な公立学校の教師資源に対する需要も爆発的に増加している。私立学校の募集抽選比率が100%を超えれば、多くの地区で公立学校は生源²⁷ピークを迎えることになり、加えて保護者の主観的な選択もあり、新政策が引き起こす連鎖反応は優良な公立学校の児童生徒収容への圧力を持続的に増加させることになる。児童生徒収容の増加は必ず教師資源需要の増加を引き起こすが、人気のある公立学校にとっては、正に巨大な苦難となる。※（ ）内は引用者。

さらに陳らは、私立学校に対する影響について、次のような指摘も行っている²⁸。

“公民同招”を実施する前は、私立学校の“早期自主募集”は、保護者と学校の双方が選択したものであった。多くの私立学校は公立学校の“就近入学”の政策を回避し、“保護者面談”や“総合素質考察”などの入試方式を採用し、“総合素質募集”の名のもとに、元々公立学校に流れていた優秀な児童生徒を早期に選抜し、“素質教育を推進する”というスローガンを謳い、私立学校自身のために優秀な児童生徒資源（「生源」）を集めた。しかし新政策実施後は、私立学校の児童生徒選抜機能は弱くなり、従前の“双方向選択”は“一方向選択”へと変わろうと

している。またこれまで“公立学校は最低保障”という心理を抱いていた保護者も、優良な私立学校に落選したのち、希望に見合う優良な公立学校がすでに定員を満たしているという理由で一般の公立学校に分配されるという事態を避けるため、多くの者はリスクを抱えて私立学校への挑戦を敢えて行うことはしない。このようなことは、私立学校の児童生徒資源の質確保に不利な影響を与え、とりわけ教育の質が脆弱な私立学校には、運営条件に限りがあり、加えて政策の方向性によっては、児童生徒募集がさらに厳しい状況に直面することになる。

また、陸韻は、「私立学校選択熱」に関する論考で、上海市などにおける公民同招政策の施行に対して、以下のような指摘をしている²⁹。また少々長くなるが引用しておこう。

2018年上海地区では幼小の接続段階で公民同招を実施したが、総体としては私立学校の応募者数が減少したものの、一流の私立学校の児童生徒資源は大きな影響を受けておらず、合格率は依然として非常に低く、逸夫小学（優良な私立学校）などは応募者数2,000名で、募集計画数（入学定員）は276名であった。

公民同招政策は、公立学校の児童生徒資源を回復させたが、学区房の価値を再び高騰させた。新政策は競合する私立学校の危機を増大させる。それは一面ではますます公立学校が民衆の視野に入ってくるようになり児童生徒資源を獲得するようになるが、別の面で注意が必要なのは、良質の公立学校の児童生徒資源の収容力が厳しい状況になり、定員を超える応募数をいかに合理的に配分するかは教育の公平性に関わる新たな問題となる。また、学区房が私立学校就学危機を避けるための最低限の選択を提供することになり、学区房価格の高騰に対する焦燥感を引き起こし、“住居を用いて学校を選択する”（「以房择校」）ことの再現が警戒される。

公民同招及びコンピュータ抽選による就学決定の政策は、各類型学校の児童生徒募集を公平かつ秩序ある方向に向かわせるものである。しかし、義務教育の良質な資源分布が不均衡で、学校間の格差が著しい現状が改善できていない状況下では、保護者や児童生徒の中には「（抽選に）当たらない」（「未抽中」）あるいは「冒険はしない」（「不冒険」）と人気のない学校に就学することに仕方なく甘んじる現実がある。※（ ）内は引用者。

ここで、上記引用文にある学区房について少し説明しておこう³⁰。

学区房は、School District Houseと英訳されている。基本的には、義務教育学校の学区内の不動産（住居）が学区房であるが、現実には、学区内の不動産がすべて学区房になるというわけではなく、教師や施設設備等良質な教育資源を有する、

いわゆる名門校と言われるような学区の不動産だけが、学区房と認識されるのである。

学区房は不動産市場の商品の一つであるが、ある意味では、現代中国における歪んだ教育を映し出す独特な現象の一つでもある。競争の激しい中国社会で後れを取らないように、保護者は、可能な限りわが子を進学に有利な良質な学校に就学させようと必死である。保護者は、義務教育学校への就学が学区指定の無試験入学（これを中国語では「免试就近入学」という）であるため、居住地（学区）が就学する学校を決定することと承知している。そのため、保護者は名門校もしくは良質の学校が所在する学区の住居（「学区房」）を購入する。その需要が大きくなれば当然学区房价の価格高騰に拍車をかけることになる。

名門校や優良校と切っても切れない関係にある学区房价の存在それ自体、教育の不平等の問題を表現している。教育資源にはなお制約があり、社会格差が非常に大きい現代中国において、教育資源の配分もきわめて不公平である。小中学校は義務教育段階の学校とはいえ、格差が大きい。良質の教育資源の争奪において、保護者の、いわゆる社会経済的地位（social-economic status）が大きく影響するのである。また経済資本も、様々な形で学区房に参入する。学校と資本家のさまざまな意味での連携もある。不動産の広告では名門校や優良校の効果が大々的に宣伝され、保護者の消費心理を刺激する。学区房价の高騰から、不動産業界も、学校側も、さらに政府行政も、莫大な利益を得るのである。

学区房だけではない。中国社会において私立学校が教育事業全体の発展に寄与するなかで、上記の不動産を中心とする“関係”のほか、補習教育機関（「培訓機構」、日本の学習塾などの教育産業に当たる）との関係もあり、それらを支える保護者の教育需要がある。公民同招政策の実施にあたっては、このような“関係”による力学（あるいは圧力）の影響を大きく受けることが推察される。

さて、これまで公民同招政策の負の側面を中心に述べてきたが、公民同招政策を肯定的に捉え支持する側の主張にもふれておこう。李建文らは、政策に対する批判に次のように反論している³¹。

私立義務教育学校の質が高い地区では、社会の恵まれた階層（「社会優勢階層」）はその子女のために私立学校への就学を選択し、社会的弱者の子女はいっそう公立学校に集中してしまい、この種の分流はさらに階層の固定化を強化することになる。・・・（中略）・・・学校選択を放任する政策は、すでに社会的弱者の全体的利益に影響を与え、新たな社会的不公平を造成している。

そうであれば、公民同招政策が実施しようとする制限は正当性を有する。・・・(中略)・・・ここに至って我々は明確な結論を導き出すことができる。公民同招は政策倫理という観点から見ても、正義の原則と法治の精神に全く符合する。この政策の発出と実践は、現在の義務教育段階の児童生徒募集に係る問題や、学生の負担軽減、並びに教育の均衡的な発展及び社会的公平の課題を解決するカギとなる措置である。

李建文らの主張を支える基本的思考は、公民同招という教育政策が公共性を指向する「正義」をもつということである。この政策が学校による児童生徒選抜（「学校択生」）や保護者による学校選択を一律に制限することは、国家と社会全体の教育利益を保障することであり、公共性という正義に照らして正当性を有すると結論付けているのである。

おわりに

中国社会は1990年代以降急速な経済発展を遂げてきているが、その過程で経済格差が拡大している。経済資本が歪に偏るなかで、各家庭の教育需要や教育支出も大きく異なる。私立学校のなかには、豊かな経済資本と社会資本を有する家庭の教育需要の受け皿になってきたものがある。児童生徒の個性の発展を支持する教育や特色ある教育を標榜する私立学校、進学や留学のために特別な教育を提供する私立学校などである。その一方で、公立学校の不足を補う役割を果たしてきた私立学校もある。農民工子弟学校や一般私立学校である。それらを全て、公立学校とともに義務教育学校として形式的に一括りにし、本稿で述べてきたような方法で就学させる公民同招政策を推し進めようとしている。各家庭の経済社会的地位の格差、公立学校間の教育資源の格差、それらの格差を抱える社会において、それぞれに多様な需要に対応しながら徐々に育ってきた私立学校を、一律（「一刀切」）に公民同招に組み入れることの弊害は、すでに指摘されている。

一足早く公民同招政策を試行した上海では、幼稚園から小学校に就学する段階でこの政策を実施した結果、全体的には私立学校に応募する児童生徒数は減少したことが報告されている。この減少を具体的数値として示した陳安妮の報告については、すでにふれた。再び示せば、2017年の上海の小学校就学登録者人数16.77万名のうち、私立学校に応募した児童生徒数は3.74万だったが、2018年新政策実施後では、登録数18.04万名のうち、1.99万名だった。この数値の裏には、一方で、良質な私立学校の応募児童生徒数は余り影響を受けず合格率も大変低い学校があるが、他方では

応募数が少なく経営難を強いられる学校が存在する、という現実がある。

本稿の冒頭で述べたもう一つの問い、すなわち、中国の義務教育における私立学校の存在をどのように定位しようとしているか、公民同招の政策意図は何か、この問いに対してどのような回答が可能だろうか。

公民同招政策は広く実施されるようになってまだ2年目を迎えたばかりであり、資料もなお十分でないなかで性急な評価は控えなければならないが、少なくとも既述の二つの懸念、すなわち自主性の確保と財政及び資産の帰属という二つの点において、私立義務教育学校が不安定な、あるいは不遇な存在を強いられていることは指摘できるのではないか。多様な教育需要とそれに応える教育教授活動によって生まれうる私立学校の発展の可能性を、「公共性」というイデオロギーによって摘み取ってしまう、そのような政策意図を読み取らざるを得ない。そのほかにも、本稿で述べてきたように、早々に政策の負の影響を指摘する論考が少なくないが、それらの指摘に今後どのような対応がなされていくか、引き続き注視していきたい。

【註】

- ¹ 倪娟「從“教育之制”到“教育之治”：“公民同招”政策要義及實施風險防範」（「中国教育学刊」2020 - 12, pp.30-34, 57）
- ² 指標分配政策は、指標到校政策とも称される。《国家中长期教育改革和发展规划纲要（2010 - 2020）》において示された高級中学（後期中等教育）段階の生徒募集及び入試方法に関する要求であり、優良な普通高級中学及び中等職業学校の生徒募集定員を当該地区内の各初級中学に配分する入試方法のことである。この政策は、義務教育段階での学校選択問題の是正や、義務教育の均衡的發展、並びに教育の公平性実現などを目的として発出された。詳細については、拙著『中国義務教育関連用語集第4集』（2016）を参照されたい。
- ³ 《中華人民共和國民辦教育促進法》は2002年に制定され、2016年に改正が行われた。
- ⁴ 中国民辦教育協會組編、陶西平・王佐書主編『中国民辦教育』（教育科学出版社 2010, pp.111-112）
- ⁵ 義務教育を普及させるため、有資格教師が不足する地区においては、教員資格がない知識人や一定の学識を有する者を招いて小中学校の授業を担当させた。民辦教師は、一般的には中学校卒業以上の学歴があり、学校もしくは行政組織からの推薦を受け、教育行政部門による一定の審査を通して採用された者と言われる。教員免許を有し国家の教員編制に組み込まれる公立学校の正規教員は公辦教師と言われる。
- ⁶ 「二つの免除、一つの補助」のこと。農村における義務教育の普及政策の一つであり、授業料を免除すること、教科書の無償提供すること、寄宿生に対して生活費を補助すること、を意味する。
- ⁷ 周海涛・景安磊「民辦教育將獲得多重正效－聚焦新《民辦教育促進法》」（「中国教育学刊」2017 - 3, p.3）
- ⁸ 闕明坤・顧建民「提昇民辦義務教育治理現代化水平的框架設計與立法突破」（「中国教育学刊」2021 - 9, p.7）。このほか、「中国教育学刊」の同号には、王烽「依烽推動實施義務教育的民辦學校規範辦學健康發展」、李虔・鄭磊「新時代民辦義務教育的改革邏輯與發展空間」、方建鋒「義務教育段階“公參民”

学校規範治理的内在理路與未來走向」などの論考が掲載されている。

- ⁹ 尹玉玲「透視與反思：北京市“名校辦分校”政策的實施」（「中国教育學刊」2014 - 9）
- ¹⁰ 方建鋒「義務教育段階“公參民”學校規範治理的内在理路與未來走向」前掲論文、p.15
- ¹¹ 周海濤・景安磊、前掲論文、p.3
- ¹² 闕明坤・顧建民「提昇民辦義務教育治理現代化水平的框架設計與立法突破」（前掲論文、pp.7-8）
- ¹³ 王一濤・徐緒卿・宋斌等「非營利性民辦學校舉辦者權益的合理保護」（「中国教育學刊」2017 - 3, pp.9-13）
- ¹⁴ 倪娟、前掲論文、p.30
- ¹⁵ 陸韻「義務教育階段“民辦擇校熱”背後教育不公平的生成與治理」（「中国教育學刊」2020 - 12, pp.35-41）
- ¹⁶ この通達の内容は、児童生徒募集及び就学の公正性、ランダムな学級編成（能力別編成の禁止）、授業内容及び進度の規範化、宿題の適性化、試験の規制などを含む。詳細は、木山徹哉・賀曉星『中国義務教育関連用語集第3集』2014年12月、pp.15-16）を参照。
- ¹⁷ 李醒東・趙偉春・陳蕊蕊「对義務教育階段学生課后服務的再思考」（「中国教育學刊」2020 - 11, pp.61-65, 91）
- ¹⁸ 倪娟、前掲論文、p.30
- ¹⁹ 現行の《義務教育法》では、第4条（義務教育を平等に受ける権利及び義務）、第5条（義務教育を受ける権利を保障する義務）、第6条（義務教育の均衡的發展）が定められている。詳細については、拙著『中国の《義務教育法》を読む』（長野県立大学 2020）を参照されたい。
- ²⁰ 陳安妮・付衛東「教育均衡發展視域下義務教育階段“公民同招”的難題及破解对策」（「教師教育論壇」2019 - 12）
- ²¹ 「公民同招是什么意思_杭州公民同招什么时候开始？」
<http://www.xuexili.com/hanyi/3456.html>
- ²² 同上
- ²³ 倪娟、前掲論文、p.31
- ²⁴ 「江蘇“公民同招”：私立校の“青田買い（「招尖」）”募集は許されない」（「紫牛新聞」2020.5.12）
<https://edu.sina.com.cn/ischool/2020-05-12/doc-iircuyvi2622364.shtml>
- ²⁵ 同上
- ²⁶ 陳安妮・付衛東「教育均衡發展視域下義務教育階段“公民同招”的難題及破解对策」（「教師教育論壇」2019 - 12）
- ²⁷ 「生源」とは、児童生徒資源のことであり、ここでは学齡児童及び生徒数の意味である。
- ²⁸ 陳安妮・付衛東、前掲論文
- ²⁹ 陸韻、前掲論文
- ³⁰ 李世奇・馬喚灵「天廬学区房現象批判-兼談就近入学政策」（「当代教育科学」2014 - 2）、盧曉麗「“学区房熱銷現象”中教育公平的探究」（「法制与社会」2014 - 3）、王振坡・梅林、王麗艷「教育資本視角下“学区房”空間布局研究-以天津市中心城区為例」（「中国房地產」2014 - 10）、陸福根「城鎮化背景下教育公平熱點問題芻議」（「中国教育學刊」2014 - 5）、王強・楊連子「我国“就近入学”政策價值合理性缺失及改革思路」（「中国教育學刊」2014 - 10）などを参照。
- ³¹ 李建文・檀傳宝『義務教育民辦學校可以招生嗎？—“公民同招”政策的倫理討論』（「中国教育學刊」

2021-7、pp.27-28)

³² 陳安妮・付衛東、前掲論文

